

埼玉県報

第 90 号 令和 2 年(2020 年) 3 月 23 日 月曜日

目 次

告示

- O 政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負等の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示(入札審査課)
- 身体障害者福祉法第15条の医師の指定(障害者福祉推進課)
- 食品衛生法施行令に基づく食品衛生管理者等の養成施設の登録(食品安全課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- ひ さいたま都市計画道路事業の事業計画の変更認可(道路街路課)
- さいたま都市計画道路事業の事業計画の変更認可(道路街路課)
- さいたま都市計画道路事業の事業計画の変更認可(道路街路課)
- さいたま都市計画道路事業の事業計画の変更認可(道路街路課)
- さいたま都市計画道路事業の事業計画の変更認可(道路街路課)
- 〇 川口都市計画道路事業の事業計画の変更認可(道路街路課)
- 〇 川口都市計画道路事業の事業計画の変更認可(道路街路課)
- 桶川都市計画道路事業の事業計画の変更認可(道路街路課)
- の 所沢都市計画道路事業の事業計画の変更認可(道路街路課)
- 坂戸都市計画道路事業の事業計画の変更認可(道路街路課)
- 越谷都市計画事業の認可及び事業計画の変更の周知(道路街路課)
- 羽生都市計画事業岩瀬土地区画整理事業の事業計画の変更認可(第5回)(市街地整備課)
- 〇 令和2年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施の一部改正(建築安全課)
- 所沢都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧(下水道事業課)
- Q 県道野田岩槻線の区域の変更(越谷県土整備事務所)

埼玉県告示第二百二十六号

に に 係 に参加する者 方自 る設 づき と 計 治 V う。 法施 政 府 調 查及 調 行 に 必要な 達に \mathcal{O} 令 う び (昭 ち、 測 関 資格等に 量 する協定 和二十二年 令 \mathcal{O} 業務 和二 年 が 9 \mathcal{O} 委託契 度 11 適用され 政 令第十 て、 に お 約 次 11 て埼 る建設 六号) \mathcal{O} (以 下 と 玉 お 県が これ 第百 工 ŋ 事 定 \Diamond 締 5 六 \mathcal{O} 結す 請 +た。 を 負 七 建 契 る 条 契 設 約 \mathcal{O} 約 工 並 五. \mathcal{O} 事 び 第 に \mathcal{O} 般 請 建 項 競 設 負 \mathcal{O} 工 規 事 定 \mathcal{O}

令和二年三月二十三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

般 競 争 入 札 に 参 加 す る 者 に 必 要な 資 格

被 加 認定 資格 建 設 者 工 名簿 事 定 申 \mathcal{O} 請 に 登載 を 負 等 さ て \mathcal{O} 契 ħ 資格 約 た者とする。 \mathcal{O} が あ 般 競 る旨 争 入 \mathcal{O} 認 札 定 に 参 以 加 す 下 る 認 $\check{\ \ }$ 定 と が と で V き う。 る 者 を 受け 入

- 一 認定を受けることができない者
- \mathcal{O} V ず れ カコ に 該 当 する 者 は 認 定 を受けることが で き な V
- イ 地 方 自 治 法 施 行 令 第 百 六 +七 条 \mathcal{O} 兀 第 _ 項 \mathcal{O} 規定 該当 す る
- 口 ŋ 埼 玉 玉 県 財 0 務 規 般 則 競 昭 争 入 和 三十 札 に 参 九 加 年 さ 埼 せ 玉 な 県 規 11 則 こととさ 第 +八 号) れ た 第 九 +-- 条 \mathcal{O} 規 定 に ょ
- ハ 県告示 規定 埼 玉 に 第千 県 ょ り 建 資 設 百 格者 工 八 号) 事 名 請 第 負等 簿 カコ +兀 競 6 争 抹 条 第 消 入 さ 札 参加 項 れ 第 兀 者 当 号 該 \mathcal{O} 若 資 抹 消 L 格 等 < \mathcal{O} は に 日 関 第 カュ ら二年 する 五. 号又 規 を は 程 経 第二項第二 伞 過 成 L 六 て 年 11 埼 な \mathcal{O} 玉
- = \mathcal{O} 加 停 置 札 止 公 綱 措 置を 日 平 カコ 受け 成 6 落 $\bar{+}$ 7 札 決 11 年三 る 定 期 ま 間 月 で 三十 が \mathcal{O} あ 期 る 間 __ 者 日 に 付 け 埼 入 玉 審 県 第 \mathcal{O} 五. 契 百 約 十三号) に 係 る 入 に 札 基 参 づ 加 < 入 Th.
- ホ 入 け 札 平 公 7 成 告 1 る 日 +期 か 間 6 _ 落 年 が 札 兀 あ 月 決 る 定ま _ 日 付 で \mathcal{O} け 入 期 審 間に 第 九 +埼 七 玉 号 県 \mathcal{O} に 契 約 基 づ に 係 < 入 る暴 札 力 参 寸 加 除 排 外 除 措 置 置
- 工 事 \mathcal{O} 請 負 契 約 に あ 0 7 は 次 \mathcal{O} 11 ず れ カコ に 該 当す る
- (1) T 建 な 法 い (昭 和 <u>-</u>+ 兀 年 法 律 第 百 号) 第三条: 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 許 可 を
- 項 す 建 0 設 加 い 業法 資 て 格 \mathcal{O} 審査 第二十 認 定 を 议 七 申 下 条 請 \mathcal{O} l <u>-</u>+ 経 た 営 日 事 \equiv カン 項 第 5 審 査 項 年 \mathcal{O} 七 規 と 定 11 前 う。 に \mathcal{O} ょ 日 $\overline{}$ る 以 を受 経 後 営 \mathcal{O} け 日 関 T を す 審 11 る な 査 日

- (3)0 て な 険 VI 者 大 **(当** 正 該 届 +出 年 を 要 法 律第七十号) な VI ・者を除 第四十 八 条 \mathcal{O} 規定による届 出 を行
- (5)届 出 雇 用 を 保 行 険 0 て 法 1 (昭 な 和四 1 者 十九 (当 年法 該届 出を要 律第百十六号) しな V 者を除く。 第七 条の規定に よる 届 出 を行

(4)

厚

生

年

金保

険法

(昭

和二十

九

年法律第百

十五号)

第二十

Ė

条

 \mathcal{O}

規定

に

よる

- 1 五十五 測 0 量業務 て 条第 な \mathcal{O} V 委託 者 **当** 契約に 0 規定 該届 に あ 出 ょ 0 を 要しな る登録を受け て は、 測量法 V 者を除く。 (昭 1 和二 ない +兀 年 法 律 · 第 百 八 + 八
- チ 建築関 連コ ン サ 項 ル タン 1 業務の委託 契約にあ 0 て は、 建築 士 法 昭 和 二十五
- IJ 業活 第七十七号) 法律第二百二号) 動 力 を支配 寸 員 (暴力 して 第二条第六号に 対団員に V る場合そ 第二十三条第 ょ る不当な行 見規定す \mathcal{O} 他暴力 る暴 項 団 為 \mathcal{O} 員 五 規定に \mathcal{O} 防 と 寸 \mathcal{O} 員 止 等に よる 関係 を 11 う。 関 登録を受け が ける法 特 に認 以 下 8 律 同 r. 5 て 平 れ 11 -成三年 な る場合であ が V そ \mathcal{O} 法
- 二 認定を受けるための要件

って、

知事が不適格であると認

め

る者

認定を受け る た \otimes \mathcal{O} 要件 は 次 に 掲げる 項 0 11 て定 \otimes る

1 建 設 \mathcal{O} 工事 日 以 後 \mathcal{O} \mathcal{O} 請 負 日 (契約に を審査基準日とする あ 0 T は、 入 経営事 札 参 加資格認定を申請 項審査 \mathcal{O} 総合評定値 た 日 カコ 6

- 口 年間平 均 完成 工 事高、 年間平均業務実績高 又は年間 平均売上高
- ハ自己資本の額

四 認定申請の方法及び資格の有効期間

入札公告において定める。

埼玉県告示第二百二十七号

九号)第一条の規定により告示する。 より医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則(平成五年埼玉県規則第三十 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定に

令和二年三月二十三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

令和二年二月一日	三十八	埼玉医科大学病院	呼吸器内科	呼吸器機能障害	宇	白
令和元年十二月一日	—十	師会東松山医師会病院 公益社団法人東松山医	神経内科	肢体不自由	里 將 瑞	山
平成三十年四月一日	七—一 富士見市鶴馬千九百六十	ムス富士見総合病院医療法人財団明理会イ	外科	障害	守	植
平成三十年四月一日	七十四—三 入間郡三芳町藤久保九百	ムス三芳総合病院医療法人社団明芳会イ	消化器外科	障害	松澤岳晃	松
平成二十九年十月一日	七十三—一 北葛飾郡杉戸町本郷二百	玉杉戸診療所 医療法人社団廣和会埼	リハビリテーショ	本不自由 ・言語機能障害、肢	本 英 二	鈴 木
指定年月日	医療機関の所在地	医療機関の名称	診療科名	指定障害区分	医師の氏名	F.

白	石	三浦	森	岩 渕	後藤
倉	原		優		
聡	秀 章	正 稔		薫 子	憲 仁
音声・言語機能障害	自由言語機能障害、肢体不平衡機能障害、音声・	害、そしゃく機能障害、音声・言語機能障聴覚障害、平衡機能障	視覚障害	視覚障害	視覚障害
耳鼻咽 喉科	脳神経外科	耳鼻咽喉科	科	科	科
埼玉県立がんセンター	央所沢病院社会医療法人至仁会圏	ター TMGあさか医療セン 医療法人社団武蔵野会	ター TMGあさか医療セン 医療法人社団武蔵野会	よつばアイクリニック	戸田ごとう眼科
百八十北足立郡伊奈町小室七	二千六百九十二―一 所沢市東狭山ヶ丘四―			鴻巣市本町二―六―四	戸田市新曽七百九十六
令和二年二月二十一日	令和二年二月二十一日	令和二年二月二十一日	令和二年二月二十一日	令和二年二月二十一日	令和二年二月二十一日

奥田	堀越	鎗田	清水	小 平	金 子
秀司	隆 二 二	文	暢裕	聡	研 吾
肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	障害、平衡機能
整形外科	整形外科	神経内科	脳神経外科	形成外科	耳鼻咽喉科
形外科医療法人寺田会おくだ整	TMGあさか医療センタ 医療法人社団武蔵野会	羽生総合病院羽生総合病院回組合	神経外科病院医療法人啓清会関東脳	会埼玉慈恵病院社会福祉法人埼玉慈恵	クよしなみ耳鼻科クリニッ
蕨市中央三—三—十五	朝霞市溝沼千三百四十	六 羽生市下岩瀬四百四十	熊谷市代千百二十	熊谷市石原三—二百八	――ワカバウォーク二階 鶴ヶ島市富士見一―二
令和二年二月二十一日	令和二年二月二十一日	令和二年二月二十一日	令和二年二月二十一日	令和二年二月二十一日	令和二年二月二十一日

中	,l\	т	浜	市	运 指
村	小 古 山	中	田田	髙 橋	瀧 沢
玲	田 由 佳 子	信太郎	寛 昭	暁 行	裕司
じん臓機能障害	心臓機能障害	心臓機能障害	心臓機能障害	心臓機能障害	肢体不自由
腎臓内科	循環器 内 科	循環器科	内科	循環器內科	小 児 科
小川赤十字病院	尾中央総合病院医療法人社団愛友会上	センター 歩玉医科大学国際医療	病院医療法人三和会東鷲宮	羽生総合病院羽生総合病院	機構西埼玉中央病院独立行政法人国立病院
二十五二十五百二十五百二十五百二十五百二十五百二十五百二十二十二十二十二十二十二	上尾市柏座一—十—十	——一日高市山根千三百九十七	久喜市桜田二—六—五	羽生市下岩瀬四百四十六	十一 所沢市若狭二—千六百七
令和二年二月二十一日	令和二年二月二十一日	令和二年二月二十一日	令和二年二月二十一日	令和二年二月二十一日	令和二年二月二十一日

	T	T	T	T	T
内田	小口	松 岡	塩田田	岡田	森 下
義 孝	展生	直樹	裕 也	良美	哲夫
呼吸器機能障害	呼吸器機能障害	じん臓機能障害	じん臓機能障害	じん臓機能障害	じん臓機能障害
呼吸器内科	呼吸器内科	泌尿器科	腎臓内科	腎臓内科	内科
埼玉医科大学病院	ずほ台サンクリニック医療法人社団光陽会み	郷中央総合病院医療法人社団愛友会三	病院社会医療法人熊谷総合	ムス富士見総合病院医療法人財団明理会イ	家病院医療法人社団富家会富
三十八	富士見市西みずほ台一―	三郷市中央四―五―一	熊谷市中西四—五—一	七—一 富士見市鶴馬千九百六十	九十七
令和二年二月二十一日	令和二年二月二十一日	令和二年二月二十一日	令和二年二月二十一日	令和二年二月二十一日	令和二年二月二十一日

日	濵	松	小	金	廣
比	野	村	小川	金 尾	廣瀬
康太	達 也	真樹	栄	健 人	友 城
害能障害、小腸機能障ぼうこう又は直腸機	能障害	能障害	能障害	能障害	呼吸器機能障害
外 科	泌尿器科	一般消化器外科	泌尿器科	泌尿器腫瘍科	呼吸器内科
総合病院と療法人誠壽会上福岡	秩父市立病院	ス東埼玉総合病院 メディカルアライアン	尾中央総合病院医療法人社団愛友会上	センター 埼玉医科大学国際医療	機構東埼玉病院独立行政法人国立病院
一。おじみ野市福岡九百三十	秩父市桜木町八—九	幸手市吉野五百十七—五	上尾市柏座一—十—十	一一 日高市山根千三百九十七	蓮田市黒浜四千百四十七
令和二年二月二十一日	令和二年二月二十一日	令和二年二月二十一日	令和二年二月二十一日	令和二年二月二十一日	令和二年二月二十一日

葛	+	石	藤
西西	大 岩	岡	間
豊高	正 夫	大輔	泰
肝臟機能障害	能障害	能障害	能障害
消化器科	外 科	外 科	外 科
深谷赤十字病院	リニック病院医療法人愛應会騎西ク	秩父市立病院	院療法人藤和会藤間病
深谷市上柴町西五—八—		秩父市桜木町八—九	熊谷市末広二―百三十七
令和二年二月二十一日	令和二年二月二十一日	令和二年二月二十一日	令和二年二月二十一日

埼玉県告示第二百二十八号

より、食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成施設を次のとおり登録した。 品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第九条第一項第一号の規定に 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四十八条第六項第三号及び食

令和二年三月二十三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一養成施設の名称及び所在地

十文字学園女子大学人間生活学部食品開発学科

埼玉県新座市菅沢二丁目一番二十八号

一登録年月日

令和二年三月二日

埼玉県告示第二百二十九号

出 \mathcal{O} 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第 概要等につ 及び当該届出等を次の いて、 同条第三項に とおり縦覧に お いて準 九 はまる。 用する同法第五条第三項 +_ 号) 第六条第一 項 0 規定に \mathcal{O} 規定に . よる届 ょ n

令和二年三月二十三日

埼 玉 県 知 大 野 元 裕

届 出 \mathcal{O} 概要等

イ 大規模小 売店舗 \mathcal{O} 名称及び 所在 地

くみまち 七 ル に 1 ず

埼玉 県新座市 大 和 田二・ 三丁 目 地 区土 地 区画 整理事業地二十二街区十 区

口 変更の 概要

大規 模 小売店舗 \mathcal{O} 名称及び 所 在 地

(変更前) 仮 称)カインズ モー ル 新 座

埼玉県新座市大 和 田二• 三丁目地区土地区画整理事業地二十二街

区十街区

更後) くみまち モ ル 11 ざ

埼玉県新 座 市 大和 田二·三丁目地区土地 区 画整理事業地二十二街

区十 ·街区

大規模小売店舗を設置 す る 者 \mathcal{O} 氏 名又は 名称 及 び 住 所 並 び に 法 人 にあ 0 て は

代 【表者の 氏

(変更前) 株式 会社 力 1 ン ズ 代 表 取 締 土 屋 裕 雅

埼玉 県本庄 市早稲 田 の杜一 丁目二番一号

(変更後) 株式会社力 埼玉県本庄市早稲 ハインズ 代表取 \mathcal{O} 杜一 締役 丁目二番一号 高家正 行

田

大規模小売店舗におい て小 売 業を行う者の氏名又は 名 称及 び 住所並 び

あ 2 ては代表者 の氏名

に

(変更前) 株式会社カ イン ズ 代表取 締 役 土屋 裕 雅

埼玉 県本庄市早稲 田 の杜一 丁目二番一号 外

変更後) 株式会社力 1 ンズ 代表取締役 高家正 行

埼玉県本庄市早稲 田 \mathcal{O} 杜 丁目二番一号 外 計二者

ハ 変更年 月 \exists

平成三十一 年三月 -- 日 外

=届 出 年月

令和二年二月十四日

二 縦覧期間

令和二年三月二十三日から令和二年七月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

 \mathcal{O} 地域の生活環境の保持 大規模小売店舗立地法第八 \mathcal{O} ため配慮すべき事項に 条第二項の 対規定により り、 9 V 当該大規模小売店舗の周辺 て意見を有する者は、 県に

対 意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年三月二十三日から令和二年七月二十三日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県告示第二百三十号

公告 出 \mathcal{O} 大規模小売店舗立地法 概要等につ 及び当該届出等を次 いて、 同条第三項に (平成十年法 \mathcal{O} とお り縦覧 お 律第 11 て準 九 12 供する。 用する同 +_ 号) 法第 第六条第二 五条第三項 項 0 規定に \mathcal{O} 規定に . よる届 ょ ŋ

令和二年三月二十三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

くみまちモールにいざ

埼玉 県新座市 大 和 田二• 三丁 目 地 区土 地 区画整理事業地二十二街区十 街区

ロ変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 図面省略 収容台数 九〇五台

(変更後) 位置 図面省略 収容台数 八〇五台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口の数 八か所 位置 図面省略

(変更後) 出入口の数 六か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

令和二年十月十五日

ニ 届出年月日

令和二年二月十四日

二 縦覧期間

令和二年三月二十三日から令和二年七月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

 \mathcal{O} 地域 大規模小売店 \mathcal{O} 生活 1環境の 舗 <u>\frac{1}{2}</u> 保持 地法第 \mathcal{O} た 八 8 条第二項の 配慮すべ 規定に き事項に ょ 0 り、 V て意見を有する者は 当該大規模小売店舗 \mathcal{O} 周 県 辺

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年三月二十三日から令和二年七月二十三日まで

口 意見書提出先

埼玉県告示第二百三十一号

公告 出 \mathcal{O} 大規模小売店舗立地法 概要等につ 及び当該届出等を次の いて、 同条第三項に (平成十年法 とお り縦覧 お いて準 律第 12 九 供する。 用する同 +_ 号) 法第 第六条第二 五条第三項 項 \mathcal{O} 規定に \mathcal{O} 規定に . よる届 ょ V)

令和二年三月二十三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン吉川美南

埼玉県吉川市美南三丁目二十三——外

ロ変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 六千八百平方メートル

(変更後) 一万千八百平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

(変更前)位置 図面省略 収容台数 二七二台

(変更後) 位置 図面省略 収容台数 八九四台

駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)位置 図面省略 収容台数 一九五台

(変更後) 位置 図面省略 収容台数 三三八台

荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 位置 図面省略 面積 一四三平方メートル

(変更後)位置 図面省略 面積 二二三平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)位置 図面省略 容量 九七立方メートル

(変更後)位置 図面省略 容量 一四七立方メートル

大規模小売店舗 お V て小売業を行う 者 \mathcal{O} 開店 時 刻 及 び 閉 店 時 刻

(変更前)午前零時から翌午前零時

(変更後) 十七街区 午前零時から翌午前零時

十八・十九街区 午前九時から午後十一時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口の数 三か所 位置 図面省略

(変更後) 出入口の数 八か所 位置 図面省:

荷さばき施設に お V て荷さばきを行うことができる時 間帯

(変更前)午前零時から翌午前零時

(変更後) 十七街区 午前零時から翌午前零時

十八・十九街区 午前六時から翌午前二時

ハ 変更年月日

令和二年十一月五日

二 届出年月日

令和二年三月四日

二 縦覧期間

令和二年三月二十三日から令和二年七月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立 地法第八 条第二項の 規定によ り、 当該 大規模小売店舗 \mathcal{O} 周辺

対 意見書の提出 に より、 これを述べ ることが できる。

の地域の

生活環境の

保

持

のため配慮すべ

へき事項に

つい

て意見を有する者は、

県に

イ 意見書提出期間

令和二年三月二十三日から令和二年七月二十三日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県告示第二百三十二号

第六十二条第一項の規定に基づき、 五年埼玉県告示第八百十三号で告示したさいたま都市計画道路事業(さいたま市施 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、平成十 の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法 次のとおり告示する。

令和二年三月二十三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 事業施行期間

平成十五年四月一日から令和五年三月三十一日まで

一変更に係る事業地

イ 収用の部分

使用の部分

口

埼玉県告示第二百三十三号

第六十二条第一項の規定に基づき、 五年埼玉県告示第八百十六号で告示したさいたま都市計画道路事業(さいたま市施 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、平成十 の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法 次のとおり告示する。

令和二年三月二十三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

事業施行期間

平成十五年四月一日から令和三年三月三十一日まで

一変更に係る事業地

変更なしの部分

1

使用の部分

口

埼玉県告示第二百三十四号

同法第六十二条第一項の規定に基づき、 市施行)の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する 六年埼玉県告示第千八百九十六号で告示したさいたま都市計画道路事業(さいたま 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、平成十 次のとおり告示する。

令和二年三月二十三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

事業施行期間

平成十六年十月一日から令和七年三月三十一日まで

イ 収用の部分 変更に係る事業地

変更なし

使用の部分

口

埼玉県告示第二百三十五号

十二条第一項の規定に基づき、 の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六 九年埼玉県告示第千十九号で告示したさいたま都市計画道路事業(さいたま市施行) 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、平成十 次のとおり告示する。

令和二年三月二十三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

事業施行期間

平成十九年六月二十二日から令和七年三月三十一日まで

イ 収用の部分 変更に係る事業地

変更なし

使用の部分

口

埼玉県告示第二百三十六号

る同法第六十二条第一項の規定に基づき、 ま市施行)の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用す 十四年埼玉県告示第千七百八十二号で告示したさいたま都市計画道路事業(さいた 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、平成二 次のとおり告示する。

令和二年三月二十三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

事業施行期間

平成二十四年十二月二十八日から令和七年三月三十一日まで

一変更に係る事業地

イ 収用の部分

使用の部分

口

埼玉県告示第二百三十七号

二条第一項の規定に基づき、 事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十 三年埼玉県告示第二百九十一号で告示した川口都市計画道路事業(川口市施行)の 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、平成十 次のとおり告示する。

令和二年三月二十三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一事業施行期間

平成十三年三月六日から令和七年三月三十一日まで

イ 収用の部分

変更に係る事業地

変更なし

変更なし

口

埼玉県告示第二百三十八号

十二条第一項の規定に基づき、 の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六 十五年埼玉県告示第三百九十六号で告示した川口都市計画道路事業(川口市施行) 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、平成二 次のとおり告示する。

令和二年三月二十三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

事業施行期間

平成二十五年四月一日から令和七年三月三十一日まで

一変更に係る事業地

イ 収用の部分

使用の部分

口

埼玉県告示第二百三十九号

十二条第一項の規定に基づき、 の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六 十七年埼玉県告示第三百六十三号で告示した桶川都市計画道路事業(桶川市施行) 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、平成二 次のとおり告示する。

令和二年三月二十三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

事業施行期間

平成二十七年四月三日から令和四年三月三十一日まで

変更に係る事業地

変更なし 収用の部分

1

使用の部分

口

埼玉県告示第二百四十号

二条第一項の規定に基づき、 事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十 十六年埼玉県告示第百二十四号で告示した所沢都市計画道路事業(所沢市施行)の 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、平成二 次のとおり告示する。

令和二年三月二十三日

埼玉県知事 大 野 元

事業施行期間

平成二十六年一月三十 一日から令和三年三月三十一日まで

変更に係る事業地

1

収用の部分

変更なし

使用の部分

口

埼玉県告示第二百四十一号

二条第一項の規定に基づき、 事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項に 十六年埼玉県告示第七百九十号で告示した坂戸都市計画道路事業(坂戸市施行)の 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、平成二 次のとおり告示する。 おいて準用する同法第六十

令和二年三月二十三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一事業施行期間

平成二十六年五月二十 七日から令和八年三月三十一日まで

一変更に係る事業地

イ 収用の部分

使用の部分

口

埼玉県告示第二百四十二号

二条第一項の規定に基づき、 事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十 十三年埼玉県告示第千三百二号で告示した幸手都市計画道路事業(宮代町施行)の 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、平成二 次のとおり告示する。

令和二年三月二十三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一事業施行期間

平成二十三年十一月四日から令和三年三月三十一日まで

イ 収用の部分 変更に係る事業地

変更なし

変更なし

口

使用の部分

埼玉県告示第二百四十三号

業計 三条第二項に で、 業 の認 画 市計画法 同法第六十 \mathcal{O} 変更 可の告示 の認 おいて準用する同法第六十二条第一 (昭和四十三年法律第百号) - 六条の 可の告示 伞 規定により次 成十九年関東地方整備局告示第百 (令和二年関東地方整備局告 のとおり公告する。 第六十二条第一項の規定による都市 項の規定 示第百二十号) 八十六号) による都市計 及 び が 画 同法 あ 事 第六十 · 業 の 0 計 た \mathcal{O} 画

有 物等、 償 なお、 項 で書面 で譲り 公告 そ で施 \mathcal{O} 渡そうとする者は、 予定対 \mathcal{O} 行者に 日 \mathcal{O} 価 翌日から起算し 届 \mathcal{O} け出 額及び当該土地建物等を なけ 都市計画法第六十 れ ば て十日を経過した後に なら な 11 譲り渡そうとする相 七 条第一 事業地 項 \mathcal{O} 規 定に 内 \mathcal{O} 手方その ょ 土 ŋ 地 当該 建 物 土 等 他 地 を \mathcal{O}

令和二年三月二十三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 施行者の名称

埼玉県

二 事務所の所在地

埼玉県越谷市越ケ谷四丁目二番八十二号

三 都市計画事業の種類及び名称

平成十九. 年関 東地方整備局告示第百 八十 六号越谷都市 計画道路事業三・三・

号越谷吉川線

四 事業施行期間

平成十九年四月十九日から令和七年三月三十一日まで

五 事業地の所在

イ 収用の部分

埼玉 県越谷市東 和二丁 目 並 び に 吉 Ш 市 大字平 沼 及 び 大字吉 Ш 地 内

ロ 使用の部分

埼 玉 県 **越谷市** 東 町 丁 目 及 び 東町二丁 · 目 並 び に 吉川 市大字平 沼 地内

埼玉県告示第二百四十四号

土 地区画 土地区画整理法(昭和二十九 整理事業の事業計画の 変更を認可 年法律第百十九号)第三十九条第一 したので、 同条第四 項 \mathcal{O} 項 規定により公告 \mathcal{O} 規定に ょ ŋ

令和二年三月二十三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一組合の名称

羽生市岩瀬土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成八年十一月二十六日から令和十五年三月三十一日まで

三 施行地区

字藏敷の全部及び 埼玉県羽生市大字上岩瀬字中 の全部及び字桑崎 小松字小松、 字大門北 字中岩瀬、 の一部、 の各 大字上羽生字藏敷、 部、 字原 ·妻 の 大字桑崎字深田、 _ の各一部、 大字中岩瀬字中谷、字当摩、 大字下岩瀬字下岩瀬の 字新田前の全部、 字下口、 字稲荷宮、 南八丁目、 字一 部、 字中通 丁 大字 田 西

四 事務所の所在地

三丁

目

の各一部

埼玉県羽生市大字中岩瀬五百八十八番地

五 設立認可の年月日

平成八年十一月二十六日

六 変更認可の年月日

令和二年三月二十三日

埼玉県告示第二百四十五号

令和二年埼玉県告示第百六十七号(令和二年二級建築士試験及び木造建築士試 験

の実施)の一部を次のように改正する。

令和二年三月二十三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

兀 1 (1) 中 令 和二年三月三十 日 (火 を「令和二年四月十三日(月)」 に改

め、四ハを次のように改める。

ハ 受験要領及び受験申込書の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

令和二年三月十六日 月) から令和二年四月十三日 (月) まで

(2) 配布場所

埼玉県さい たま市南 X 鹿手袋四丁 目一番七 埼玉建産連会館五階

一般社団法人埼玉建築士会

埼玉県告示第二百四十六号

水道事業課において縦覧に供する。 準用する同法第二十条第二項)の規定により、当該図書の写しを埼玉県下水道局下 市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項(第二十一条第二項において 所沢市から所沢都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都

令和二年三月二十三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県告示第二百四十七号

の変更を認可したので、次のとおり告示する。 十六年埼玉県告示第千四百二十六号で告示した狭山都市計画下水道事業の事業計画 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、 昭和四

令和二年三月二十三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一施行者の名称

狭山市

二 都市計画事業の種類及び名称

狭山都市計画下水道事業狭山公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十六年十月二十九日 から令和五年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

使用の部分

(2)

変更なし

口

雨水

(1) 収用の部分

変更なし

使用の部分

(2)

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和二年三月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

令和二年三月二十三日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 﨑 秀 夫

一 道路の種類 県道

路線名野田岩槻線

三 道路の区域

新 C	新 B	新
同市増戸字天神原三三八番三地先まで春日部市増戸字天神原二五八番三地先から	同市増戸字真菰原一〇九番一地先まで春日部市増戸字天神原一七五番一地先から	別 区 間
二〇・〇〇~	一八・〇〇~ 三〇・一五	(メートル) 敷地の幅員
一〇二•四五	六五一・五〇	(メートル)
		備考